

名古屋市教育委員会定例会
(議会上程後公開)

令和 4 年11月22日
午前11時00分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 令和 4 年度一般会計補正予算に関する専決処分について (承認第 1 号)
- 日程 2 指定管理者の指定に関する専決処分について (承認第 2 号)
- 日程 3 指定管理者の指定に関する専決処分について (承認第 3 号)
- 日程 4 教職員人事に関する専決処分について (承認第 4 号)
- 日程 5 名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

出席者

坪 田 知 広 教育長
船 津 静 代 委 員
鎌 田 敏 行 委 員
中 谷 素 之 委 員
栗 生 万 琴 委 員

教育次長始め、事務局員17名 ※傍聴者 0 名

(坪田教育長)

次に、日程第 5、「名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(小川総務課長)

日程第 5「名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について」を説明いたします。これは、いじめ防止対策推進法第28条第 1 項の規定による調査の結果に関し、市長に対して必要な事項の再調査を行うため、市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会を設置するものでございます。

なお、議案に添付しております条例案につきましては、現在、市長部局において文言の審査を行っており、審査の結果、修正される可能性がございます。

施行期日は、公布の日からとします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(鎌田委員)

まず、本件賛成です。ここに至る過程で、やはり問題があったんじゃないかというふうに考えておりまして、私は、教育委員会の事務局は大変良い仕事をしていただいているというふうに日頃思っております。ただ、いじめ問題に関しましては、この問題につきまして、教育委員会事務局の出した結論、それに対して、そうではないのではないかというふうなことから、再調査委員会というものが立ち上げられたというふうに認識しております。それに対して、誰も責任を取らない。結論が違っているにも関わらず、結論は同じだというふうなことを強弁する方が、この事務局の中にもいらっしゃるということでですね、私は大変危うさを感じるわけでありまして。旭川の事例にも近いのではないかと。

やはり、被害者にいかに寄り添うかと、自分の子どもどもが被害に遭ったときに同じ対応とれますかということを経験してきいているわけですが、被害者に寄り添うよりは、加害者を守るような、そういう方が多いのではないかというふうに感じてしまうわけでありまして。

非常に残念なことでありまして、一般論としまして、どこでもそうなんですけれども、組織内部の論理、これが社会の非常識、組織内部の常識というものが、社会の非常識というふうになるケースが結構あるわけでありまして、これは当社においても、もちろんあるわけなんですけれども。これが人命に関わることであってもですね、それでもやはり同じようなことが起こってしまうというのが、何としても避けなければいけない。これは自戒を込めて、今後、この再調査委員会に付議、そこをお願いせざるを得ないようなことになった場合には、この最初の結論が間違っていたということなんでしょうから、それに対して責任の所在を明らかにする必要があるのではないかというふうに私は思います。もし、自分たちが絶対正しいんだということであれば、再調査委員会を訴えてですね、もう表に出て、どんどん徹底的に戦うと。それができないのであれば、やはりごめんなさい、申し訳ない、私たちが悪うございましたというふうな形で、それは処罰の対象にもなるというふうにしていくべきではないかというふうに私は考えます。以上です。

(坪田教育長)

鎌田委員のおっしゃることは、どちらかというとも元々のもので、別の事案も含めて、その時の学校・指導した教育委員会の責任というところを、引き続きちゃんと検証して、然るべき対応というところ、引き続き承っている部分かなと思います。

今回の7月に出されたのは、教育委員会が結論を出したというよりも、教育委員会の附属機関の弁護士さんなどの調査委員会が出した結論に対して、まだ十分ではないということに対して再調査を、市長部局でもう一度やるという。ある意味、地方裁判所でやった結論が納得できなくて、高等裁判所というような司法の手続きにも近い世界かなあということ。一番である附属機関のメンバーたちの結論が、今後再調査でどうなるかというところは、見比べるところはあると思うんですけれども、それをどうするかと

いう問題よりも、新しく出された再調査の結論を踏まえて、我々がどう然るべき対応するか。その中で、これまでの学校や教育委員会の対応が、どう指摘されるかというところで、もう一度検証すべきところがあるのかなというふうに思いますし、この1回目の結論を出した附属機関の委員会の方々には、再調査の結論も重く受けとめていただくということと、今後こういう調査のあり方について、どう精度を上げていくか、さらにご遺族、被害者に寄り添っていけるかっていう仕組み自体をですね、今後検討していかないといけないのかなと。国の方でも、色々そういう検討が進んでいるように聞いております。でないと、この第三者委員会に対して、あまりにもご遺族の納得を得られないケースが多いということで、再調査が基本的に求められる場合が増えてるということでもありますので、これは市長部局の方とも今後一緒に考えていかななくてはならない部分があるのかなという。そういうことを、今回の条例が出されることに際してはですね、教育委員会も色々と思いがあつつつ、今後考えていかななくてはならない部分であるかなと思って、受け止めさせていただきたいというふうに思っております。

また、これについては、今後教育委員会として、今後も起こってはいけないんですけれども、同様の事案が起こったときに、まず教育委員会の調査としてはどのような持ち方をするかというようなことについては、また教育委員の皆さんのご意見を集めてですね、しっかりとした体制でやりたいと思いますし、それをどう反省して、現場で再発防止していくかということについても、しっかりと、これはやっていかななくてはならない部分を、またご意見・ご提案をいただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(船津委員)

鎌田委員のご意見、それから坪田教育長のお話よくわかりました。

本当にあつてはいけないことであるので。でも、起きてしまったときに、ゴタゴタにならないというか、皆がやっぱり同じ責任を持ちながら、二度とそういうことがあつてはいけないというところに持っていくための委員会であるということが前提かなと思うんですけど。

ひとつ確認したいことなんですけど、条例の制定ということで、この名古屋市いじめ問題再調査委員会というのは、あの案件についての、委員会を制定しますという話なのか、今後は名古屋市いじめ問題再調査委員会というのは、今の坪田さんのお話でいくと、そういう問題があつて、調査をしたけれども、もう1回調査して欲しいという話があつたときには、これに基づいて、そういうものも制定できるんだよっていう、規則とかルールの問題なのか、どういう立ち位置の、この今回の制定なのか教えていただきたいんですけれども。

(榛村子ども青少年局子ども未来企画室長)

このたびの条例でございますけれども、今回の事案に特化した形での条例・再調査委員会の設置ということではなく、常設という形の委員会の設置ということで予定をしております。

理由といたしましては、こういった本当はあってはいけないことではございますけれども、もしこういった再調査という必要性が出てきたときに、早急にというか、できるだけ早く取りかかれるようにという趣旨で、今回常設の条例という形をお願いをしているところでございます。以上になります。

(船津委員)

ご説明ありがとうございます。よくわかりました。

ですので、なるべくこの再調査委員会が立ち上がらない状態を作りつつも、もしも本当に必要なときにはスピーディーに、こういうものが動くっていうものであるということですね。わかりました。ありがとうございます。

(中谷委員)

今のご説明に加えての確認なんですけれども、そうしますと、これまでは再調査が行われてきたわけですが、条例がなかった形で行われてきたと。

なので、条例ができることによって、どういう法的な適用というか、そういうことがあるのでしょうか。

(榛村子ども青少年局子ども未来企画室長)

再調査については、過去一度させていただいておりますけれども、その時の事案に特化した条例になってまして、所掌事務のところですね、具体的にその時は名東区ということでございましたけれども、そのとき起きた事案について、調査を行うといった形の条例でございましたので、前回行ったときも、条例によって再調査委員会を設置した上で、再調査はさせていただいております。

(中谷委員)

その時は限定した形で、条例が施行されていたと。その件に限定したものとして。それがないと再調査は実施できないということなんですね。

(榛村子ども青少年局子ども未来企画室長)

はい。附属機関という形になりますので、条例を制定した上で、この第三者委員会を立ち上げるという手続きには変わりがないです。

(中谷委員)

そうなりますと、先ほどの教育長のお話に重なるんですけれども、こうした再調査ということが繰り返し行われてきている。つまり、調査によって出てくる事実が変わることがない以上は、おそらくその事実の判断をどうするかという話になってしまうので、その調査のあり方について、本市で少し先進的に取り組むとかいう可能性はないのかなというふうに思ったりしたんですけれども。

先ほど、例えば事実認定とか、そのあたりが非常に難しい法的に制約がある部分があ

と思うんですけれども、もう少し被害者の立場とか、証拠の扱い方とかですね、その辺の扱いで、少し今までと変えることがなければ、結局回数を重ねることで、そろそろいいでしょうというような落としどころしかなくなってしまうんじゃないかなという。或いは、時間の経過を待つという、非常にご遺族の気持ちにそぐわない形になってしまっているんじゃないかと思うんですが。教育長、そのあたりで情報とか効果とかのお考えというのがあれば。

(坪田教育長)

今回の事案というか、客観的ないじめ防止対策推進法の見方ですけれども、まず1回目の調査は、教育委員会の附属機関である第三者調査委員会で行ってくださいという法律の立て付けになってるんですね。

ご遺族、被害者からみると、学校の不十分な対応で亡くならざるを得なかったんだから、その設置者である教育委員会の附属機関で調査しても、それは学校側、教員側に立った結果を出すのに違いないという見られ方を、特定の案件ではなくて、全国のこれまでの案件で実はそういう見られ方をしています。ですから、事実認定が弁護士さんも入ってますから、厳しく厳格にやっているにすぎない場合であっても、これはやはり何かあるのではないかと、教員や学校を少しかばった結果、そうなったのではないかとという見られ方を、どうしてもされてしまいます。

ですから、そういう意味では、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、最初から教育委員会ではないところで、第三者調査委員会をすることの方が良いのではないかとかですね、或いは自治体ではなくて、国の方で一元的にやるほうが良いのではないかと。最初からですね。色々なご意見が今出てることは、国の方とか、色々な有識者の方から出ていることは間違いないと。

いじめ防止対策推進法ができて9年経とうとしている中で、様々な事案で、第三者委員会のそのあり方については問われてきておりますので、また今後国の方でも、この制度設計についての見直しをしていくのかなという気もしますし、我々も色々な経験を積ませていただいておりますので、我々の方でもこうした方がより良いのではないかと、ご遺族に寄り添う形になるのではないかとという提案は、今後必要があればしていきたいというふうに思っております。

(中谷委員)

ありがとうございます。

どこが扱うかということも、もちろんあるかと思うんですけれども、いじめ問題は特にそうなのかもしれないと思うんですが、その起こってしまった側は、その最悪の結果を受け入れざるを得なくて、その証拠というのは、睨まれたとかそういうことの証拠が得られないように、時間が経過していて、証拠が本当に集めにくいということだと思うので、そのあたりの考え方というか、事実に対する学校側の扱い方ということがないと、やっぱり中々本質的な難しいのかなと。

ちょっと実際にどこまで可能なかあれなんですけど、旭川の事件でも、因果関係は認

めるという、その部分だけでも相当ハードルが高いようにも思いますので、ちょっとこの問題独特の証拠というか、経緯の扱い方みたいなことを少し合わせて考えていかないといけないのかなというふうに考えた次第です。中々具体的などころでは難しい面もありますが、そういう課題という認識です。

(坪田教育長)

ありがとうございます。受け止めさせていただきます。

(船津委員)

子ども青少年局さんがお越しになってるので、ちょっとお聞きしたいんですけども、今中谷先生がおっしゃったみたいなの、出てきてる証拠とか、事実関係をどう解釈するかの変化というのもあると思うんですけども、今回の件でも、先ほどお聞きした中でいうと、新たな証言が出てくるとか、1回調査が終わったと思ったところで、やっぱり時間の経過とともに出てくるものがあると思うんですけども、そういった場合にも、再調査委員会は発足されるということですよ。そういうためにもあるということですかね。

(榛村子ども青少年局子ども未来企画室長)

再調査委員会については、再発防止とかそういった目的の中で、再調査する必要性があるというふうに判断した時に行うということなので、そういった今、証拠の関係の難しさとか、記憶が残っているかどうかといった難しさもあろうかと思うんですが、そういったことも踏まえた上で、再調査をするというような結論に至ったということになります。

(船津委員)

再調査委員会の終わりっていうのは、いつなんですかね。

委員の任期はあって、再任されるとかあるんですけども、再調査がどこをもって委員会は終わりとするみたいなことは、それは条例の中には入らないんですよ。

(榛村子ども青少年局子ども未来企画室長)

再調査をどれくらいの期間をかけて行うかというようなことは、これから再調査委員会の委員の方を選任させていただいて、その中で、今回の調査結果も検証しながら、こういった調査が必要かといったことも含めて、検討していく形になるので、どれくらいの期間っていったところは、中々難しいところもあるんですけども、終わりということ言えば、やはり調査結果を検証し、必要な調査を終えて、ご提言をいただいたところで、調査が終わるというふうに考えております。

(船津委員)

ありがとうございました。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、日程第5、「名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件はすべて終了いたしました。教育委員会定例会を終了いたします。

午前11時42分終了